

令和元年6月21日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03779

研究課題名(和文) 第二次世界大戦期の労働力動員—朝鮮人の炭鉱への徴用を中心にして—

研究課題名(英文) Foreign Workers and Coal Mine in World War 2: Impoted Korean workes and wages

研究代表者

三輪 宗弘 (MIWA, MUNEHIRO)

九州大学・附属図書館・教授

研究者番号：30279129

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：戦時中の移入朝鮮人労働者(炭鉱)の賃金並びに労働環境の調査を一次資料に基づいて行った。石炭産業の賃金に関しては、日本人と朝鮮人の間に差別するような規定はなく、同一基準であり、年齢、学歴、職種、経験などが加味されたが、基本的に出来高制であった。2年契約が多く、契約を更新するには、6か月とか1年間、2年間など様々な形態があった。労働時間は10時間で、残業手当は1時間単位で10パーセントほど割増で支払われた。休養日は月二回が多かった。1000人当たりの死亡率は、日本人と朝鮮人労働者の場合、炭鉱で1年間5人であった。貯金に関しては任意貯金が多く、生活の安定のため、一定金額まで貯金を奨めた場合もあった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦時中の移入朝鮮人労働者に関しては、石炭企業は資料を残している。全国の炭坑企業の賃金を調べたが、日本人労働者と朝鮮人労働者の賃金に違いはなく、まったく同じ基準で支払われていた。差別するような賃金体系はなかった。また実際に支払われた金額から差別的な記録はなかった。年齢、学歴、経験、職種なども考慮されるが、基本的に出来高で計算された。貯金に関しても、任意貯金がほとんどであることも明らかになった。基本的に2年契約であり、延長する場合に6か月とか1年とか、2年とかという様々な形態があった。また死亡率も1000人中5名である。労働時間は当時一般に10時間であり、残業に際しては割増の賃金が支払われた。

研究成果の概要(英文)： Mainly using primary materials of coal mine companies, I looked into the wage and working conditions of the war-time imported Korean workes in coal industry. The coal mines companies paid their salaries on the equal bases of Japanese workers without no discriminations. The companies paid the wage mainly according to how much they diged and how much they transported the coal. When the company decided the wage, they took age, work-kind, academic career and experiences of coal-mines into consideration, but they paid the wage mainly on how much they produced. The coal mine companmies made contracts of 2 year working period for many cases. When coal companies extended the 2-year contract, the working perids were for 6 month, one year and two years by case by case. Generally speaking working-hours was 10 hour a day and holidays were two days for a month. In case working for More than 10 hours in a day, coppanies paid 10% increase of payment hourly. The death rate for 1000 wokers was around 5.

研究分野：経営史

キーワード：徴用工 移入朝鮮人 強制連行 強制貯金 賃金 朝鮮人労働者 軍艦島 炭鉱

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

一次資料に基づく本格的な研究を行い、またこれまでの多くの根拠のない研究を踏まえ、労働の実態を明らかにすることが大切であった。歴史認識は国によっても研究者個人により多様であろうが、前提である事実認識での相違を減らす実証的な研究が必要である。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産への申請や認定をめぐる、日本と韓国が「Forced Labor」「Forced to Labor」の表記を巡って激しく対立し、妥協した。政治的な妥協であって、事実の確認が必要なのは言うまでもない。1939(昭和14)年に始まる朝鮮人労働者の内地への「移入」の実態を、当時の一次資料に基づいて明らかにしておく必要がある。事実を準拠して史実を明らかにしなければ、不毛な論争が次から次へと行われ、愛国主義に訴え国民的な感情が高揚して、未来志向の関係どころか、嫌韓と反日が互いに増長され、隣国同士で無益な論争に終始することになる。両国の事実認識自体があまりにもかい離しており、歴史認識以前の事実認識でまず大きな隔たりを埋める努力が大切であると思った。アウシュビッツと長崎県軍艦島を同じように論じるなど、考えられないことである。時間がかかっても、きちんと資料を提示し、何が事実であるのか、示すことが大切であると考えた。

2. 研究の目的

朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』が1965(昭和40)年に刊行され、大戦中になかった「強制連行」という言葉が、爾来、用いられるようになった。彼の研究がいかに「インチキ」であるのか、日本の研究者は批判しなかった。ドイツでは1985年に刊行されたUlrich Herbertの先駆的な業績(1944年8月時点での外国人労働者やユダヤ人)を加えて、ドイツ政府のナチス時代の戦時動員やキャンプ収容への補償問題(1998年~2000年)が引き金になり、研究が活発に行われるようになった。Herbertの著書はドイツ語から英語に翻訳された。同書では1880年から1980年の100年間の長期的な視点からドイツの外国人労働者の受入れが論じられ、第4章「Labor as Spoils of Conquest, 1933-45」でドイツの第二時世界大戦中の様々な形態(民族による違いも含め)での労働状況が明らかにされた。(Hitler's Foreign Labourers: Enforced Foreign Labour in Germany Under the Third Reich. Cambridge University Press, 1997) Herbertは100年という長期的な期間からドイツへの外国人労働者の移動を俯瞰している。戦時中の動員に関しては国際比較の観点からも賃金、労働環境を調査しなければならない。

九州大学記録資料館には、明治鉱業平山鉱業所などの朝鮮人労働者の資料があるが、本格的な研究は田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』(草風館、1984年)が行っただけである。茨城県立歴史館の資料はマイクロフィルムで公開されており、閲覧可能であり、必要に応じて現物をチェックできる。半島からの移入者は基本的に2年契約であり、さらに1年とか2年という形で契約を更新することが確認できた。昭和14年に移入した労働者は優秀であったため、炭鉱企業は、人手不足とも重なり、2度目の更新した場合、「一旦帰韓が許され、給与を2倍にする」という破格の条件を出して、引き止めを行おうとした。常磐炭鉱だけでなく、筑豊の大手炭鉱でもおそらく同じような破格の好条件を出したであろうが、在職者の二人に一人は契約を更新せずに、契約期間満了で帰韓したようである。契約や契約更新の実態の解明も課題である。炭鉱企業と半島人の契約はどのようなものであったのであろうか。また2年後に契約更新を行った朝鮮人労働者はどのような割合であったのか、残存する資料に準拠して詳細に跡付けたい。これに関連して、契約期間を満了せずに逃亡した朝鮮人労働者の人数やどのような業種(防空壕掘や道路工事など)に雇用先を見出していたのか明らかにする必要がある。強制貯金をさせて、逃亡できないようにしたと強制連行論者は主張するが、実態はどうであったのか明らかにする。

3. 研究の方法

明治以来、筑豊炭鉱では出来高払いが基本(特に採炭現場)であったが、筆者は移入労働者にも出来高払いが基本的な基準であったと考えている。また筆者がこれまで調べた資料では、日本人と朝鮮人労働者(昭和14年以降の大手炭鉱)との間で賃金を差別する(区別する)規程は見出すことができなかった。九州大学記録資料館の所蔵する日室江迎炭業所の賃金データが2ヶ月間(昭和19年)だけ残っているが、日本人と朝鮮人労働者は混在しており、名前で日本人なのか、朝鮮人なのか識別できるにすぎないが、目を通したところ賃金に差別があったとは思われない。戦後の炭鉱で行われた労働組合と職員組合の賃金格差や、正規の職員と組夫にみられるような賃金格差があったのかどうか、詳しく検討したい。戦時中の内地人と半島人の間で、賃金の異なる体系の賃金システムであったことを示す資料は管見の範囲では見つかっていない。実際に賃金がどのように計算され支払われていたのか明らかにする。

主に使う資料は、九州大学記録資料館所蔵の炭鉱企業資料、茨城県立歴史館の常磐炭鉱資料、占領期のGHQ文書(RG331など)、東京とつくばの国立公文書館(本館と分館)に所蔵されている「未払い賃金関連資料」(例えば労働省調査「朝鮮人に対する賃金未払い債務調」、「供託政令」)である。「未払い賃金関連資料」は、GHQのよって供託させられ、朝鮮人労働者に支払われるように命じられた関連文書であるが、膨大な量が閲覧可能である。この中に賃金に関するデータがあり、それを手がかりに炭鉱で働いた朝鮮人労働者の賃金の水準が明らかになるだろうと考えている。すでにデジタルカメラで撮影した。夕張での朝鮮人労働者の研究を行っている市原博が使った北海道炭鉱(北炭夕張)の資料も閲覧可能であれば、利用したい。北海道

炭鉱労務部長の前田一『特殊勤務者の労務管理』（山海堂、昭和18年）は、基本的な文献であり、当時のどのような問題に直面していたか具体的に書かれている。一次資料に基づく実証研究である。九州大学記録資料館が所蔵する明治鉱業平山鉱業所などの徴用関係資料、筆者が蒐集した茨城県立歴史館の常磐炭鉱資料、米国国立公文書館のGHQ文書RG331(国立国会図書館にマイクロフィッシュが所蔵されている)、九州大学や九州工業大学などに所蔵されている実習報告書などに記述がないか捜し、あれば詳細に分析する。「週刊労務時報」や新聞記事などで朝鮮人労働者の実態に関する記述を集め、日々の生活についても素描できるようにする。

ドイツやイギリス、アメリカの戦時動員に関しては、先行研究を踏まえ、国際比較を行う。必要に応じて、一次資料にも当たる。

4. 研究成果

批判されなかった研究と恣意的な資料利用

戦時期の移入朝鮮人労働者に関する資料は多く残されている。とりわけ炭鉱企業は記録や資料を残している。日本政府や業界団体が様々な記録や報告書の提出を企業に求めたために、またその報告書作成のために、記録が残されたのである。未払い賃金に関しては、GHQ/SCAPが供託して未払い賃金（逃亡）を支払うように日本政府や企業に命じた関係で資料が残され、その結果賃金情報が残った。一人あたりは1ヶ月分と考えてよい。（労働省調査「朝鮮人に対する賃金未払債」、大蔵省平成12年度国立公文書館つくば分館所蔵 労働省調査「朝鮮人に対する賃金未払い債務調」、「供託政令」 国立公文書館所蔵）（未払い賃金をめぐる、在日本朝鮮人連盟の暗躍はRG554から掴むことができる。）

一次資料に準拠して、昭和14(1939)年以降に朝鮮半島から移入した朝鮮人労働者の契約内容、賃金、労働状況を明らかにしたいと考えた。一次資料に基づく本格的な研究と分析を行い、またこれまでの多くの研究を踏まえ、何が問題であるのかを指摘し、労働の実態を明らかにしなければならない。

これまで反体制や左翼運動家・活動家が日本政府を攻撃する材料や反戦平和活動の一環として、「強制連行」として「彼らの意思に反して」連れてきたという、意図（加害）を以て、戦時中の朝鮮人労働者の日本への移入を描く研究者が多かった。朝鮮大学校で教えていた朴慶植が書いた『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）が刊行されて以降、批判されずに今日に至っている。政治的な問題に巻き込まれたくないという意識が働き、さわらぬ神にたたりなしということで、本格的な批判は行われず、具体的な検証は行われなかった。朴慶植らは「植民地被植民地」という二項対立でしかとらえず、グローバルな視点からヒト・モノ・カネ・技術・文化の交流という側面には着目せず、経済的な搾取という面のみ強調した。

さて、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』、外村大『朝鮮人強制連行』（岩波新書、2012年）は、自分の説に都合のよいところを引用しながら、論を組み立てる。外村『朝鮮人強制連行』の178頁に「寝込みを襲ひ或は田畑に稼働中の者を有無を言はせずに連行する等」と書き、まさに暴力的な「強制連行」が行われた決定的な証拠として引用するのである。そのようなことをして集めたのなら「二人しか集まらず」ということになるのか、不思議である。労働者募集の北炭の労務係の出張報告書（北海道大学附属図書館所蔵）の一部を巧みに抜き出し、事実であるかのように針小棒大に脚色していくのである。自分の都合のよいように、全体の文脈から切り離し、ある部分を引用しそこをことさら強調して、あたかも朝鮮人労働者の多くが「有無を言はせずに連行」したかのようにストーリーを展開していくのである。

林えいはいはインタビューを恣意的に取り入れながら論を展開し、写真には自分の史観に都合のよいようにデタラメかつインチキなキャプションをつけていく。『写真記録 筑豊・軍艦島 朝鮮人強制連行、その後』（2010年、弦書房）『清算されない昭和 朝鮮人強制連行の記録』（岩波書店、1990年 写真・文 林えいはい 序文 朴慶植 解説 高崎宗司）林えいはいはインタビュー記録も刊行しているが、「強制連行」という言葉を入れ込むのである。賃金に関しては無給であったとか、強制貯金させたとか、タコ部屋や納屋に閉じ込めて、自由な行動ができなかったとか、逃亡したのは労働環境が苛酷であったからであると書いている。危ないところは朝鮮人労働者に働かせたとか、根拠を示さず、インタビュー記事や写真の恣意的な解釈で論じていくのである。もしそのようなことが事実であったならば、日本人の坑内労働者に比べて朝鮮人労働者の死亡率は相対的に高くなるはずである（1000人当たり5人）。戦地に兵隊として徴用された日本人労働者に比べて遥かに低い死亡率である。

2年契約と契約更新

九州大学記録資料館には、朝鮮人労働者の資料があるが、本格的な研究は田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』（草風館、1984年）が行った。

茨城県立歴史館では常磐炭鉱の資料が公開されており、朝鮮人労働者や中国人捕虜に関連する資料は長澤秀によって資料集として刊行され、多くの研究者が利用し、基本的な文献となっている。茨城県立歴史館の資料はマイクロフィルムで公開されており、閲覧可能であり、判読できない場合には現物をチェックできる。契約関係の資料も残されている。

半島からの移入者は基本的に2年契約であり、さらに1年とか2年という形で契約を更新する

ことが確認できた。(移入に際して「2年契約」が多いが、昭和14年15年には1年とか3年というケースもあった。日本鉱山協会『半島人労働者二関スル調査報告』、日本鉱山協会資料第七十八輯)昭和14年に移入した労働者は優秀であったため、炭鉱企業は、人手不足とも重なり、2度目の更新した場合、「一旦帰鮮が許され、給与を2倍にする」(常磐の炭鉱)という破格の条件を出して、引き止めを行おうとした。北海道の日曹天塩炭鉱業所では、説得し、また家族の呼寄せ、一時帰鮮などで労働者不足の中で、なんとか引き留めようと努力している。また2年後に契約更新を行った朝鮮人労働者はどのような割合であったのか、残存する資料に準拠して詳細に跡付けている。(北海道では6カ月の更新というのも多い。)これに関連して、契約期間を満了せずに逃亡した朝鮮人労働者の人数やどのような業種(他の炭鉱、防空壕掘、道路工事、農業の小作など)に雇用先を見出していたのか明らかにする必要がある。九州では40パーセントほど逃亡したことがわかる(移動先は記録がない)。北海道は20パーセントほどである。北海道は逃亡してもすぐに見つかったり、空腹で戻ってきたりしている。各県の募集で炭鉱に職を求めた日本人も逃亡している。昭和19(1944)年になると、一般徴用と現用徴用が朝鮮人労働者に適用されたので、徴用とこれまでの2年契約の関係はどのようなようになったのか、研究する必要がある。一時帰鮮した朝鮮人労働者がどのような割合で炭鉱に戻ったのか、満期帰鮮した労働者が、再び日本に職を求めたのかどうか、さらには逃亡した朝鮮人が一旦朝鮮に戻り、再び内地へ戻ったのかどうかも実態を明らかにする必要がある。日曹天塩炭鉱では、再契約を結び一時帰鮮したものの、天塩炭鉱に戻らなかったケースが報告されている。

(ブローカーの発動機船での密入国者数であるが、基本的な文献である『在日朝鮮人 処遇の推移と現状』(法務研修所、1955年、41頁)では、昭和13 1938年が3469人、昭和14年が5432人、昭和15年1264人、昭和16年858人、昭和17年1186人であったが、おそらく戦時中に不正渡航したり、戻ったりした朝鮮人労働者は相当の人数であったろう。筆者は現在この数字を推計している(非常に難しい)。逃亡した朝鮮人労働者が一旦帰り、偽名を使い、再度戻ってきたのかどうか、一時帰鮮して元の職場に戻らなかった農民がまた海を渡り、日本に職を求めたのかなど調べなければならない。同書の19頁には「昭和十四年以來の約六十万の動員労働者中、逃亡、所在不明が約二十二万あり、期間満了帰鮮者、不良送還者、その他をのぞくと事業場現在数は、動員労働者の半数にもみだなかつた。」とある。筆者はどの程度の逃亡者が半島に戻ったのか、その後どのような仕事に就いたのか、はたまた内地に密入国したのかという点に関心を持っている。九州鉱山学会誌の座談会(戦争末期)で、問題を起こして朝鮮に強制送還された朝鮮人労働者が炭鉱に戻ってくることないように、炭鉱企業は選抜の段階で確認するように求めているが、一旦強制的に戻らされた朝鮮人労働者が再び内地に戻るケースもあったことがわかる。

出来高払いの賃金(日本人と朝鮮人を区別する規定はない。)

明治以来、筑豊炭鉱では出来高払いが基本(特に採炭現場)であったが、筆者は移入朝鮮人労働者にも出来高払いが基本的な基準であったと考えている。また筆者がこれまで調べた資料では、日本人と朝鮮人労働者(昭和14年以降の大手炭鉱)との間で賃金を差別する(区別する)規程は見出すことができなかつた。明治赤池の採炭夫のデータ(林えいだいの刊行した資料集に収録)であるが、朝鮮人労働者の賃金の方が高い場合もあれば、日本人労働者の賃金が高い買いもある。これは技量による差であったことを示している。朝鮮人労働者の技量が高まる一方で、日本人鉱夫が甲種や乙種で兵役に就き、熟練鉱夫が職場を離れたためであろう。以下紹介するが北海道博物館所蔵の住友鴻之舞の金属鉱山の賃金データがあるが、職種、年齢、学歴、経験に注意して使う必要がある。同じ基準で比較しなければならない。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 3件)

三輪宗弘、「韓国「日帝強制動員歴史館」の嘘八百」、『歴史通』(2017年4月春号、ワック出版)、査読なし、依頼原稿、2017、120-130

三輪宗弘 「韓国「日帝強制動員歴史館」の嘘八百」、再掲載、『歴史通』[WILL11月号増刊]、2017年 Winter、ワック出版) 2017

三輪宗弘 「ソウル大学校中央図書館古文庫資料室の実習報告書の閲覧ガイド」、『九州大学附属図書館研究開発室年報 2016/2017』、2018、12-18

三輪宗弘「解題 中村隆英「炭鉱賃金の決定機構 序説」、『エネルギー史研究』No.33、2018年3月)、2018、219-232

[学会発表](計 5件)

三輪宗弘、2016年9月10日 「戦時動員と移入朝鮮人労働者 2年契約と賃金」
於：落星岱経済研究所(ソウル) 招待

三輪宗弘、2016年12月17日 「近代記録と強制動員：戦時期の移入朝鮮人労働者 賃金と2年契約」 於：東亜大学校（釜山）招待

三輪宗弘、2017年3月4日 「戦時期移入朝鮮人労働者の賃金と2年契約―釜山企業の資料を読んで―」 於：京都大学（「20世紀と日本」研究会）

三輪宗弘、2018年4月27日 「戦時中の朝鮮人徴用工の賃金と貯金について―炭鉱企業の資料からわかること―」 於：円光大学校（韓国、益山市）招待

三輪宗弘、2018年11月22日 三井鉱山「華人労働者関係報告書」（一般財団法人産業遺産国民会議の産業労働研究会 三輪）

〔図書〕（計 2件）

三輪宗弘、クロスカルチャー出版、汪兆銘政権人名録、2019、311

三輪宗弘、クロスカルチャー出版、目からウロコの海外資料館めぐり、2019、170

〔産業財産権〕

出願状況（計 0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。